

議案第30号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した目黒区特別区
税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認につ
いて

上記の議案を提出する。

平成27年5月22日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した目黒区特別区
税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認につ
いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
平成27年3月31日に目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改
正する条例（平成27年3月目黒区条例第19号）を別紙のとおり専決処分し
たので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

（説明） 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の施行
に伴い、原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車等に係る軽自動車税の税
率の引上げの期日を延期するため、条例改正の必要が生じたが、議会を招集
する時間的余裕がないと認め専決処分したので、地方自治法（昭和22年法
律第67号）第179条第3項の規定に基づき、この案を提出します。

別 紙

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年7月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第2号中「第40条第1項の改正規定並びに付則第3条」を「第40条第1項第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）並びに付則第3条第1項」に改め、同条第4号中「付則第5条及び」を「第40条第1項の改正規定（同項第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）を除く。）、付則第5条及び」に、「付則第4条」を「付則第3条第2項、第4条」に改める。

付則第3条中「第40条第1項」を「第40条第1項第2号ア（3輪のもの及び4輪以上のものに係る部分に限る。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第40条第1項（同項第2号ア（3輪のもの及び4輪以上のものに係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

地方自治法抜粋

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 (省略)

3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

資 料

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(_____ は、改正点)

現 行 条 例	旧 条 例
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) <u>第40条第1項第2号アの改正規定(「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。)</u>並びに付則第3条第1項及び第5条(この条例による改正後の目黒区特別区税条例(以下「新条例」という。) 付則第5条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) <u>第40条第1項の改正規定(同項第2号アの改正規定(「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。))を除く。)</u>、付則第5条及び第6条の改正規定並びに<u>付則第3条第2項、第4条及び第5条(新条例付則第5条に係る部分に限る。)</u>の規定 平成28年4月1日</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>第40条第1項の改正規定並びに付則第3条及び第5条(この条例による改正後の目黒区特別区税条例(以下「新条例」という。) 付則第5条に係る部分を除く。)</u>の規定 平成27年4月1日</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) <u>付則第5条及び第6条の改正規定並びに付則第4条及び第5条(新条例付則第5条に係る部分に限る。)</u>の規定 平成28年4月1日</p>

(5) (現行に同じ。)

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第40条第1項第2号ア(3輪のもの及び4輪以上のものに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第40条第1項(同項第2号ア(3輪のもの及び4輪以上のものに係る部分に限る。))に係る部分を除く。)の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(5) (省略)

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第40条第1項の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。